

庁議（令和4年11月8日）結果について

- 1 開催日 令和4年11月8日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 防災・危機管理監、環境部長、まちづくり政策部長
資産経営課長、職員課長、庁舎管理課長、人権・男女共同参画課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

(1) 指定管理候補者の選定について

概要	令和5年4月に指定管理者を更新する2施設（平塚市聖苑、湘南ひらつかビーチセンター）の指定管理候補者について、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式により選定した。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 国家公務員に準じて一般職員及び特定任期付職員の給料表を改定するほか、一般職員の勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員、特別職員及び議会議員の期末手当の支給率の見直しを行うもの。 2 改正内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給料表の改定 民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層を中心に給料月額を引き上げる。（平均改定率0.22%） (2) 期末勤勉手当の改定 <ol style="list-style-type: none"> ア 民間の支給状況に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分する。 （一般職員4.3月分→4.4月分、再任用職員2.25月分→2.3月分、特定任期付職員3.25月分→3.3月分、特別職員4.05月分→4.15月分、議員4.05月分→4.15月分） イ 令和5年度以降の支給割合については、6月期及び12月期が均等になるように配分する。 3 改定の実施時期 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 給料表</td> <td>令和4年 4月1日</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般職員の期末勤勉手当</td> <td>令和4年12月1日</td> </tr> <tr> <td>(3) 特別職員、議員の期末手当</td> <td>令和4年12月1日</td> </tr> </table> 	(1) 給料表	令和4年 4月1日	(2) 一般職員の期末勤勉手当	令和4年12月1日	(3) 特別職員、議員の期末手当	令和4年12月1日
(1) 給料表	令和4年 4月1日						
(2) 一般職員の期末勤勉手当	令和4年12月1日						
(3) 特別職員、議員の期末手当	令和4年12月1日						
結果	審議の結果承認された。						

7 報告事項

(1) 平塚市地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等対策計画）改訂素案に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>災害への事前対策や応急対策等、防災対策の基本的な指針を定めた「平塚市地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等対策計画）」について、神奈川県地域防災計画の改訂や南海トラフ地震に係る防災対応等を踏まえ、必要な見直しを行い、防災・減災対策の実効性を高めるため、改訂作業を進めている。</p> <p>そこで、すでに平塚市防災会議に諮り、改訂素案を策定し、今後パブリックコメント手続を実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 意見募集期間 令和4年12月2日（金）から令和5年1月6日（金）2 周知方法 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表3 閲覧場所 市役所（市政情報コーナー、災害対策課）、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター及び市のホームページ4 意見募集の方法 郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム、市長への手紙等5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表する。
----	---

(2) 庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画（改訂素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平成30年1月から庁舎及び文化ゾーン駐車場有料化事業を開始し、令和4年度末をもって、当初予定していた現運営事業者による運営期間が満了を迎える。現運営事業者との協議内容を踏まえ、「庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画（改訂素案）」をまとめたので、パブリックコメント手続を次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 意見募集期間 令和4年12月2日（金）～令和5年1月6日（金）2 周知方法 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ホームページ3 閲覧場所 市政情報コーナー、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター4 意見の提出方法 直接庁舎管理課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール5 意見への回答 提出された意見への回答は行わず、市の考えを一括して公表す
----	--

	る。 なお、計画の改訂は令和5年4月を予定している。
--	-------------------------------

(3) 平塚市人権施策推進指針【改定版】(素案)に係るパブリックコメント手続きの実施について

概要	<p>本市では、人権に関する基本的な考えを明らかにし、人権施策を総合的かつ体系的に推進するために「平塚市人権施策推進指針」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてきた。</p> <p>令和5年2月で、本指針の策定から10年を迎えようとしている。その間、国内外での人権を取り巻く状況はより一層複雑に変化を続けており、市民意識調査の結果や、新たな人権問題の発生及び日々多様化・複雑化する社会に適切に対応するため、指針【改定版】を策定する。</p> <p>つきましては、次のとおりパブリックコメント手続を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和4年12月2日(金)～令和5年1月6日(金)(36日間) 2 募集内容の周知 広報ひらつか(12月第1金曜日号)及び市ホームページ 3 素案の閲覧方法 市役所、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター及び市ホームページ 4 意見募集の方法 郵送、FAX、持参、電子メール、電子申請システム
----	--

(4) 平塚市生物多様性保全アクションプラン(令和5年度～令和9年度)素案に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>市民団体等との協働事業として、令和元年度から3か年かけて市内西部を中心に生息・生育する動植物の状況を調査した結果をまとめた自然環境評価書を基礎資料とし、本市の目指すべき生物多様性保全のための行動計画として平塚市生物多様性保全アクションプラン(素案)を作成したので、内容を公表し、市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集の期間 令和4年12月2日(金)～令和5年1月6日(金) 2 募集内容の周知 広報ひらつか(令和4年12月第1金曜日号)、市ホームページ、LINE等で周知
----	--

	<p>3 素案の閲覧方法 公共施設（市役所（市政情報コーナー、環境保全課）、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、ひらつか市民活動センター）での閲覧及び配布</p> <p>4 意見の募集方法 持参、郵送、FAX、電子メール等</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して回答・公表する。</p>
--	---

(5) 平塚市空家等対策計画（改定素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

概要	<p>本市では、保安上、環境衛生上等の様々な面から悪影響を及ぼす恐れがある空家等への対策が必要であるという認識に基づき、平成30年3月に「平塚市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に取り組んできた。計画期間が令和4年度で満了することとあわせ、これまで取り組んできた対策や空家等を取巻く現状、高齢化の進展に伴う課題等を踏まえ平塚市空家等対策計画を改定する。</p> <p>また、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正されたことに伴い、本市においてもマンション管理の適正化をより一層推進するため、平塚市空家等対策計画をマンション管理適正化推進計画としても併せて位置づけることとした。</p> <p>つきましては、次のとおりパブリックコメント手続を実施する。</p> <p>1 意見の募集期間 令和4年12月2日（金）から令和5年1月6日（金）</p> <p>2 募集内容の周知 広報ひらつか（令和4年12月第1金曜日号）、市ホームページ</p> <p>3 素案の閲覧方法 市役所、各公民館、各図書館、駅前 市民 窓口センター、市民活動センターでの閲覧及び配布</p> <p>4 意見の募集方法 郵送、FAX、持参、電子メール、電子申請システム</p>
----	---

以 上